



北海道民生委員児童委員
災害時活動指針

災害に備える

民生委員児童委員 ハンドブック

【令和7年度版】



公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

目 次

本ハンドブックについて	1
1. 道民児連活動指針と災害に備える活動	2
2. 災害時に支援が必要となる人びととそのニーズ	3
3. 発災時に民生委員が直面する課題	5
教訓を明日に生かすために～胆振東部地震を経験して～	7
4. 民生委員による活動の基本的考え方	9
5. 平時における災害に備える活動	11
トピックス 個別避難計画と民生委員児童委員	14
事例紹介 民児協による防災訓練	19
6. 発災時の活動と留意点	20
7. 避難生活から復旧・復興期の活動と留意点	23
トピックス 「被災者援護協力団体」の登録制度	26
トピックス 災害時における民生委員と 協議会の活動の視点	29
8. 災害時における道民児連等の取り組み	30
9. 全民児連災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針	32
10. 知っておきたい知識と情報	33
11. W E Bで学べる災害に備える活動	39

地域情報記入欄

○関係機関等連絡先一覧	40
○指定避難場所一覧	41
○所属民児協情報	42

参考資料

○災害時の民生委員・児童委員活動について(厚生労働省通知)	43
○災害への備え 自己点検チェックリスト	44

本ハンドブックについて

平成23年の東日本大震災の発生を受け、全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）は、平成25年3月に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を発行し、以後改訂を重ねてきました。

本連盟においても、平成31年3月、北海道独自の「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の発行を皮切りに、令和4年度版として改訂し、この度、令和7年度版を発行するに至りました。とくに災害時における基本的な活動の考え方について、道内の民生委員に周知を図り、その普及・啓発に力を入れています。

東日本大震災では、強い使命感から56名の民生委員の犠牲がありました。令和3年にも豪雨災害により活動中に1名の委員が亡くなっています。これらのことから、私たちは「発災時は自分と家族の安全が最優先」であることの“普遍的な価値観”を徹底して共有し、民生委員の犠牲をゼロにしていかなければならないと考えています。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震においては、多くの民生委員が自らも被災しているなか、要援護者等の安否確認、避難所運営支援、在宅避難者への支援等、いのちとくらしを守る活動に取り組みました。その活動から得られた教訓やノウハウを全道に広げ、後の世代につむいでいくことも本連盟の使命であると心得ています。

本書については、平常時においては民生委員の自己点検や民児協の研修資料として、発災時や復興期においては災害支援活動の参考資料として、時と場合に合わせてご活用ください。

最後に、本書の改訂にあたっては、篠原辰二さん（一般社団法人ウェルビーデザイン）、加藤恵子さん（厚真町民生委員協議会）、高橋修一さん（北海道社会福祉協議会）のほか、北海道庁関係部局の職員の方々にもアドバイスや提言をいただきながら作成をいたしました。心より感謝申しあげます。

令和7年11月

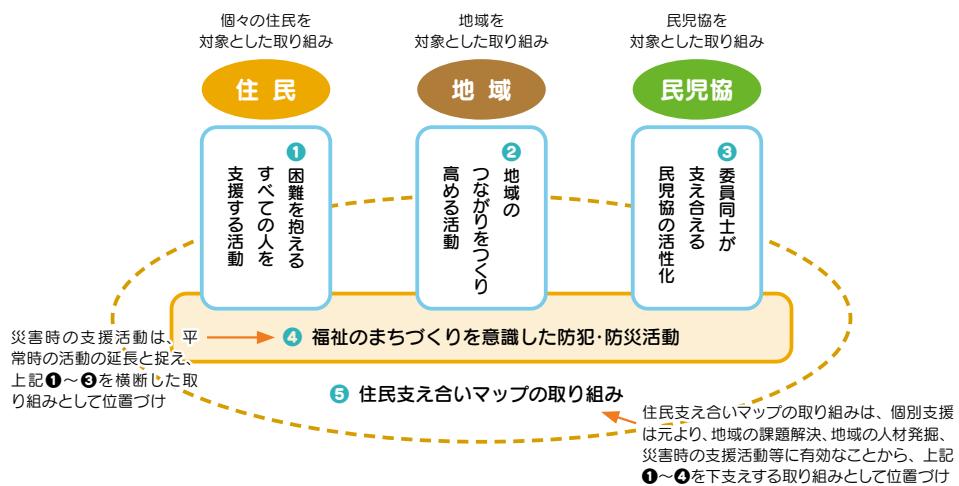
公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

※本書では「民生委員児童委員」を「民生委員」、
「民生委員児童委員協議会」を「民児協」と省略して表記しています。

北海道民生委員児童委員連盟（以下、「道民児連」）では、平成31年3月に「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」（以下、「活動指針」）を策定しました。これは、全道の民生委員および民児協に対して、民生委員を取り巻く環境や昨今の福祉課題を鑑み、これから新たに、あるいはこれからも継続して取り組むべき活動の方向性を示したもので

この活動指針は、下図で示すとおり、5つの重点事項を設け、個別支援活動、地域活動、民児協の機能強化など、それぞれの活動を個別的にとらえるのではなく、つながりを意識しながら包括的に捉え効果的な活動の展開を推奨していることが特徴として挙げられます。

この活動指針においては、4つ目の重点に「福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動」を掲げています。これは、とくに災害支援等に関する活動は、個別支援や地域との連携、災害に備える組織体制づくりなど、日常的な活動が密接かつ横断的に関連していることを表しています。つまり、本書のコンセプトである「災害に備える民生委員活動」とは、日常的な民生委員活動、民児協活動の延長線上にあることを示しているのです。

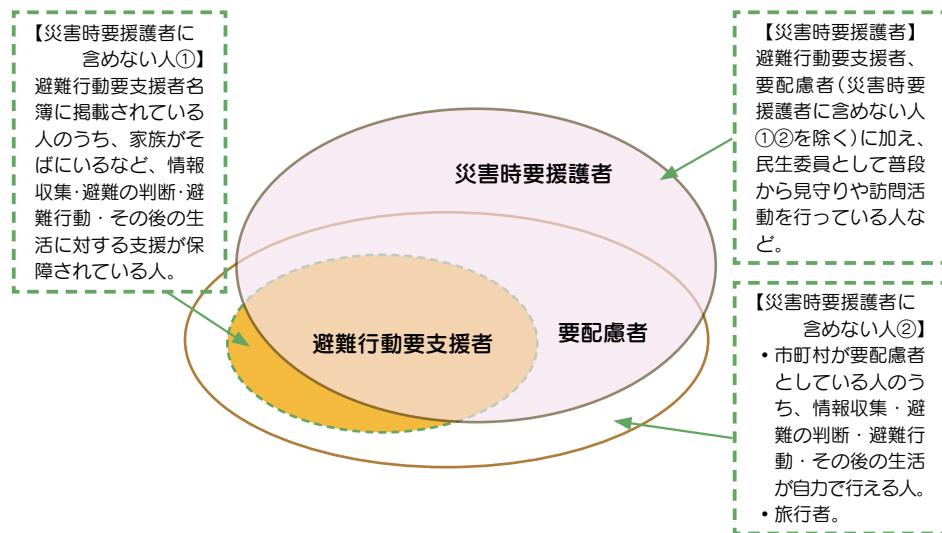


第3次北海道民生委員児童委員活動指針

冊子版、概要版とともに、道民児連のホームページからダウンロードできます。
<https://dominjiren.jp/kankeisiryou>



災害に際して、発災時の人的・物的被害に加え、その後の避難生活が被災者に及ぼす影響は計り知れません。とくに、高齢者や障がい者、乳幼児などの場合は、避難生活に伴う体調の悪化を含め、生命にかかわる場合も少なくなく、特段の配慮が必要と言えます。本書では、“災害時に支援が必要となる人”について、下図のとおり整理しています。



災害時要援護者	要配慮者、避難行動要支援者に関わらず、普段から見守りや訪問活動を行っている人。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他のとくに配慮を要する者。災害対策基本法に基づく。
避難行動要支援者	「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者。災害対策基本法に基づく。

*民生委員活動においては、判断能力が低下した方や生活に困窮する世帯など、災害発生時ににおける何らかの援助が必要な方々に対する日常的な支援を行っていることから、本書では災害対策基本法で規定する「要配慮者」を包含する意味合いを持つ「要援護者」として表記しています。

■ 災害時要援護者の特性と支援ニーズを知りましょう

災害時要援護者の範囲は広く、支援ニーズも対象者によって異なります。適切な支援のためには、住民の特性を理解し、それぞれに即した支援を考えていくことが大切です。支援ニーズについては、発災時の避難行動のみならず、その後の避難生活も意識することが大切です。

災害時要援護者の支援ニーズの概要

高齢者	障がい者 (障がい児を含む)	乳幼児・妊産婦等	その他
介護が必要な高齢者 <ul style="list-style-type: none">・独力での避難行動や避難生活が困難。・継続的な介護や医療的支援が必要。	視覚障がい者、聴覚障がい者 <ul style="list-style-type: none">・避難の必要性等に関する情報把握や避難所生活でのコミュニケーションに支援が必要。	乳幼児(母子) <ul style="list-style-type: none">・乳児を抱えての避難行動や移動、避難所の環境に支援が必要な場合がある。・避難所において、授乳、おむつ交換等のための専用スペースが必要。・避難所において、肌着、粉ミルク、離乳食等の確保が課題。・アレルギーを有する乳幼児におけるアレルギーに配慮した飲食物の確保に課題。	外国人 <ul style="list-style-type: none">・日本語の理解力に差があるため、多言語、多様なコミュニケーション支援が必要。・避難生活長期化のなかでは、食事や宗教的礼拝をはじめ、各国の生活様式への配慮が必要。
認知症高齢者 <ul style="list-style-type: none">・危険に対する理解が十分ではなく、自力での避難判断、支援要請が困難。・避難生活においても健康管理に関する支援が必要。	身体障がい者 <ul style="list-style-type: none">・避難行動や避難生活において、一定の支援が必要。・車いす利用の場合等、バリアフリーの配慮が必要。	妊産婦 <ul style="list-style-type: none">・避難行動に一定の支援が必要。・避難生活における体調急変に備えた静養スペース確保や医療的支援が必要。	LGBT(性的少数者) <ul style="list-style-type: none">・トイレや着替えなどにユニバーサルスペースが必要。・更衣や入浴等に個別対応が必要。・仮設住宅等のパートナーとの同居などへの配慮が必要。
持病を有する高齢者 <ul style="list-style-type: none">・避難生活において、医療的支援、常備薬の確保が必要。	知的障がい者 <ul style="list-style-type: none">・危険に対する理解が十分ではなく、自力での避難判断、支援要請が困難。・環境変化に対してストレスを感じやすい。	内部障がい者 <ul style="list-style-type: none">・人工透析を必要とする者や、生命維持に必要な機器を利用している者、難病患者においては、迅速かつ継続的な医療的支援が不可欠。	医療的ケア児 <ul style="list-style-type: none">・人工呼吸器や胃ろう等の使用、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたちへの電源供給や医療機器の確保が必要。

【その他全体的な留意点】

- ①配給食料や非常食など、食生活が変化することに伴う塩分過多やカロリー摂取量の増加などによる生活習慣病の悪化や脳梗塞・心疾患等にも留意が必要
- ②医療や福祉サービスを継続的に利用している住民に対しては、災害時であっても同様のサービスが継続利用できるように支援することが必要
- ③避難所等における物干し場所や専用スペースの確保、性被害防止につながる環境の整備などの女性視点のほか、男性への作業過多による疲労や体調の悪化などジェンダーの視点が必要

平成23年3月に発生した東日本大震災以降も我が国では数多くの自然災害が発生し、北海道においては平成30年9月に北海道胆振東部地震を経験しました。

民生委員の関係者は、その都度、災害時における活動上の諸課題を整理しています。その教訓の一部をご紹介します。

◆民児協の組織的機能、委員相互の支援機能の停止

①大規模災害の場合、民児協の組織としての機能は停止する場合が多く、所属委員の安否確認や民児協組織としての対応方針等の伝達や共有が困難となる。

②発災後しばらくは、委員同士の連絡も困難となる。

③民児協会長と連絡がとれないなか、新任委員はどのような行動をとってよいのか分からず、心理的な不安が大きくなる。

◆活動の限界

④自分自身も被災者であり、自宅の片づけなども必要であるため、しばらくは民生委員活動を行うことが困難、あるいは限定的になる。

⑤発災後、民生委員としての活動を優先することには家族の理解が得られにくい。

◆住民からの無理な要望

⑥避難所に避難している人や在宅避難者から、行政の対応への不満を繰り返し訴えられたが、具体的な改善ができるわけではなく苦労した。

⑦普段関わりのない住民を含め、多くの住民から保険金請求のための罹災証明書の発行等、民生委員では対応できないことを含む、さまざまな要望や要求が寄せられた。

◆思い込みなどによる住民からの非難

- ⑧地震後、普段安否確認をしている障がい者宅を訪問したところ、発災時にどうして来てくれなかったのかと叱責を受けた。本人は、災害時には当然民生委員が避難の支援に来てくれるものと思っていた。
- ⑨水害時に率先して避難したところ、地域住民から「民生委員が真っ先に逃げるとはいかがなものか」と批判された。

◆避難行動要支援者名簿の作成への協力

- ⑩避難行動要支援者情報の関係者提供への本人同意取得に協力していたところ、自分（民生委員）が直接的な避難支援者になってくれるのであればと言われ困った。

上記のほか、令和6年能登半島地震においても、被災した住民が一時的、あるいは長期的に生活の場を市町村外に移すこともあり、支援をしていた住民の状態の把握が困難になったり、担当地区に転入してきた被災者の情報が得られずに孤立を招くこともあります。

これらの課題は、日常的な民生委員活動の中で、民生委員の役割を地域住民や関係機関に丁寧に伝えていくことで、大幅な改善が見込めます。ただし、そのためには民児協において、対応方針を申し合わせておくことが重要です。これらの課題を踏まえながら、本書を参考に、民児協の仲間と災害に備える民児協をテーマに協議をすすめていきましょう。



教訓を明日に生かすために～胆振東部地震を経験して～

厚真町民生委員協議会 会長 加藤恵子さん
(令和7年11月当時)



平成30年9月6日、午前3時7分、最大震度7を観測した北海道胆振東部地震が発生しました。このような大地震は初めての体験。深夜だった事など、発生直後は足の踏み場がない程の惨状に慌て果て、民生委員の役目を忘れる程ですぐには行動ができませんでした。

発生後、活動するのにさまざまな問題が出てきました。ペットを飼っている事などの理由で頑なに避難拒否する住民の対応、町外避難者と連絡がとれず安否確認ができない不安、停電により思うような情報共有が図れない、また飲料水など重量があり、高齢者宅への配達が大変だった事など日々出てまいりました。

しかし、それら住民と向き合い続けた活動の中でたくさんの教訓を得ることもできました。その教訓の中でとくにお伝えしたい事が二つあります。

まず一つ目は、発災後は可能な限り早い時期に定例会を開催すべきということです。厚真町は定例会が開催できたのは発生後40日経過してからでした。個々の委員は、活動を自分の判断で行うこととなり、心理的な負担が大きかったと思います。会場の確保や資料の準備等、さまざまな課題はありますが、定例会をいち早く開催することで情報共有や活動の方向性に関する申し合わせをすることが重要だと思いました。

二つ目は、行政、社会福祉協議会、自治会などの関係機関・団体と日常的にしっかりとつながっておくことです。地域によっては協力者が見つからない地区もありましたので、常日頃から担当地区の方々とは密につながりを持つことです。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げますので、情報提供など連携が構築できていれば支援活動もスムーズに運ぶと思います。

そして、これらの教訓はこのハンドブックの中に網羅されています。発

災後、全道の仲間の皆さんから温かい励まし、町内外問わず色々な方に助けてもらいました。さらにお心遣いもたくさんいただきました。ことばで言い尽くせない程の感謝をしております。ありがとうございました。この度、このハンドブックの編集に関わらせていただきましたが、このハンドブックを通して私たちの経験を全道の仲間の皆さんにお伝えすることで、少しでもお役に立てたら幸いです。

◆加藤恵子さんの講話は道民児連のホームページで視聴できます！

視聴方法は39ページをご覧ください。

動画タイトル

「特別シンポジウム災害に備える民児協体制を今一度見つめ直す～能登半島地震の状況を踏まえて～」(97分)



4

民生委員による活動の基本的考え方

地域における災害時要援護者支援を考えるうえでは、住民の身近な相談相手である民生委員への期待は大きなものがあり、全道各地の民児協においても、様々な取り組みがなされているところです。

一方、東日本大震災では、強い使命感から56名もの民生委員が犠牲となりました。共助死^{※1}をゼロにしていくためにも、民生委員の役割を改めて考えることが必要です。

また、道民児連では、災害に備える活動は平時の活動の延長と捉えており、民生委員が日常的に取り組むあらゆる活動は、発災時の要援護者支援に結びついていくものと考えています。

今後の民生委員による災害支援対策、災害時要援護者支援活動を考えるうえで、これらの経験を踏まえ、すべての民生委員が共有すべき点として以下の3点をお示しします。

重要

災害に備える民生委員活動の基本的な考え方

- ① 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保を最優先する
- ② 災害の備えは日ごろの活動の延長上にあることを意識する
- ③ 地域において支援を必要とする人に、必要な支援がもれることなく届くように配慮する

用語解説

※1 「共助死」とは

災害時に、近隣住民・自治会役員・親戚知人など、地域的または個人的なつながりのある人が、避難の手助け・避難の呼びかけ・救助活動・担当地区内の見回りなど、自分・家族以外の人の安全確保行動に寄与することを目的とした行動中に死亡または行方不明になったとみられる被災形態を指します。(静岡大学防災総合センター牛山素行氏による暫定的定義)

災害に備える民生委員活動の基本的な考え方

1 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保を最優先する

- ・災害発生時には、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。
- ・市町村から避難情報が発令されているか否かにかかわらず、安全に不安がある場合は活動してはいけません。

2 災害の備えは日ごろの活動の延長上にあることを意識する

- ・災害時要援護者支援活動と日々の民生委員活動は一体的なものといえます。災害時要援護者の多くは、日々、民生委員が見守り対象としている人びとと重なります。
- ・常日ごろ、見守りや訪問を重ねている民生委員だからこそ得られる情報があるはずです。日々の活動の延長に災害時要援護者支援活動があることを意識しつつ、日々の活動を丁寧に行なうことが災害時に適切な要援護者支援活動を行うための基盤をつくります。

3 地域において支援を必要とする人に、必要な支援がもれることなく届くように配慮する

- ・災害時要援護者の支援においては、避難後の生活における支援の確保や、支援に関する情報提供が極めて重要といえます。
- ・民生委員は、日ごろの相談や訪問活動を通じて地域住民が抱える課題を把握しています。こうした経験や情報を生かし、避難生活においても行政や地域関係者の支援がもれることなく必要な人に届くように活動することが民生委員の役割として期待されています。

道民児連独自の基本的な考え方方に変更した経緯

これまでには、全民児連が策定した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」にならい、「災害に備える民生委員活動の基本的な考え方」をお示していました。

しかし、道民児連では2ページで示すとおり、災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあると考えていることに加え、被災住民の一人ひとりに寄り添う姿勢が重要であるという認識をもっています。このことから、令和7年度版より道民児連独自の基本的な考え方としてお示ししています。

全民児連が示す「災害に備える民生委員活動の基本的な考え方」および「災害に備える民生委員活動10か条」は32ページに掲載していますのでご参考ください。

(1) 地域における支援体制整備に向けて

災害への備えは、地域全体の課題です。住民を含む幅広い関係者が力を合わせ、地域の防災、減災に取り組むことが大切です。災害時要援護者への支援もそのなかに含まれる重要な福祉課題であることの理解をすすめ、地域全体の課題として取り組まれるようにしていくことが求められます。

そこで、民生委員として意識すべきことは、自らが中心となるのではなく、あくまで地域全体での取り組みに協力するという視点です。地域における災害への備えとして、市町村行政の取り組みに加え、自治会・町内会、自主防災組織など地域住民が主体となった活動が重要といえます。

ポイント1 住民自身による取り組みはきわめて重要

地域の防災力を高めることとなる住民自身による取り組みは、防災にとどまらず、地域の安全・安心のためにも大きな意味をもっています。社会の急速な変化のなか、地域では人間関係の希薄化が指摘されています。こうしたことを背景に、社会的孤立や虐待問題をはじめ、地域ではさまざまな課題が顕在化しています。そのなかにあって、防災の入口に、住民相互のつながりを強めることは、地域の持つ力を高めるきわめて大きな意味があるといえます。

また、過去の災害では「民生委員は何でもやってくれる」という誤解があった事例の報告もあります。関係者（機関）との役割分担のなかで、民生委員はどのような役割を担うのか、あらかじめ住民にも周知し、理解を得るようにしておくことが望ましいといえます。

ポイント2 自助努力の支援と互助の取り組み推進

訪問やサロン活動の機会を活用して、要援護者に対し、気象や避難に関する情報の説明や自宅の安全対策に関する情報提供等、地域が一体となり要援護者の自助努力を支援します。

また、地域において、要援護者の参加も得た避難訓練、防災訓練の促進を図り、住民に要援護者に対する理解を深めてもらうとともに、住民同士の関係を強くす

ることにより地域の防災力を高めることを促進します。

《自助努力の支援》

防災・減災に向けては、要援護者自身が安全のために自らが日ごろからできる範囲で備える“自助努力”も大切です。以下の例を参考に日常活動の中で、要援護者に働きかけてみましょう。

【自助努力の例】

- ①災害や避難に関する情報の理解を深める
- ②家の中の安全の確保
- ③飲料水等の備蓄や非常持ち出し品の用意
- ④近隣住民との関係を深めるとともに可能な範囲での避難訓練等への参加

ポイント3 災害対策基本法と要援護者支援活動

災害に備えた地域づくりに関しては、国が災害対策基本法を定めています。各市町村においては、この法律に基づいて、災害発生時の避難等の対応から、復旧・復興に関する事項、防災教育など、災害対応に関する幅広い事項を「**地域防災計画**」として定めることが義務付けられています。関連して、商店街や小学校区、自治会、複合ビルなどのコミュニティレベルでの住民や企業などによる自発的な防災活動について定めた「**地区防災計画**」(任意)について定められており、住民が主体となった防災活動を法律や制度が後押ししています。

また、この法律は、市町村長に発災時において自力避難が困難な者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けており、避難行動要支援者の「**個別避難計画**」の作成は市町村の努力義務とされています。民生委員に対する名簿の提供や、個別避難計画作成の協力要請はこの災害対策基本法に基づき行われています。

ポイント4 自主防災組織の活動と連携

自主防災組織は、災害対策基本法に基づいて設置される住民自身の「自発的防災組織」であり、多くは町内会単位で結成されています。全国で16万7千の自主防災組織が設置され、総世帯数に対するカバー率は85.4%に上ります。北海道におけるカバー率は76.9%に留まっており、決して設置がすんでいるとは言い難い状況です（令和6年版消防白書より）。

自主防災組織は、防災訓練をはじめ、地域の危険か所の把握、災害時要援護者対策、発災時の初期消火や住民の避難支援等を担うこととされており、今後、地域の防災力を高めるためにも、その結成をすすめ活発な活動が行われるよう期待されています。

民生委員として意識すべきことは、前述のとおり、自らが中心となるのではなく、あくまで地域全体での取り組みに協力するという点です。町内会等を基盤とした自主防災組織とは、日常から協力体制を築いておきましょう。

活動のヒント事例 「住民支え合いマップによる避難訓練」

要援護者と支援する住民のつながりを地図上で示す「住民支え合いマップ」。富良野市民児協では、一部の地域の避難訓練において、この住民支え合いマップを活用した取り組みを推進しています。「防災」をキーワードにすると、住民も“自分事”として捉えることから参加度も高く、また、要援護者の参加をいただくことで、「顔の見えるつながり」づくりに役立っています。そして、避難訓練でのつながりが日常生活の支え合いにもつながってくる、そういう意味では一石二鳥の取り組みといえます。

トピックス

個別避難計画と民生委員児童委員

個別避難計画とは、高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにはどのような配慮が必要かなどを、あらかじめ定める計画です。全国一律の様式に落とし込むわけではなく、市町村毎に作成する必要があるため、作成に至るプロセスや計画の内容は市町村によって異なります。

内閣府が作成する「避難行動要支援者に避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月）」において、避難行動要支援者のうち、優先度の高い方について、令和8年5月を目途に作成することとされていることから、民生委員あるいは民児協に対して、個別避難計画の作成に関する要請があるかもしれません。

個別避難計画の作成にあたって、最も苦労するのは避難支援者（避難支援等を実施する者）の確保ですが、**民生委員は避難後、安全が確保された段階で被災者支援を担うべき立場**にあるため、率先避難^{※2}に徹することが重要です。したがって、民生委員が個別避難計画に基づく「避難支援者」になることは適当とはいえません。自治体と相談のうえ、できる限り近隣住民を中心に避難支援者を確保するよう働きかけましょう。

【主な記載内容】

- ・氏名、住所、連絡先
 - ・避難支援等を実施する者
 - ・避難施設（場所）
 - ・避難経路 など

用語解説

※2 「率先避難」とは

自らが率先して避難行動をとれば、その姿を見て周囲の人びともついてくる、それにより多くの人びとの命を救うことにつながるという考え方。避難に際しては、大声で避難を呼びかけることも望ましいとされています。

出展:内閣府(防災担当)発行「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」

(2) 名簿などの個人情報の保管・更新・共有方法を決めておく

日々の訪問活動等を通じて、災害に備えるために「災害時要援護者台帳」や「災害福祉マップ」を作成することが考えられます。加えて、市町村から「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」なども提供され、これらの個人情報の取り扱いに関しては、保管や管理方法を定めておくこと、また発災に備えた関係機関・団体との連携方針、情報共有の方法なども普段から相談しておくことが望まれます。

①名簿などの個人情報の保管方法

災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」が民生委員にも提供されます。一般的には民児協を通じて名簿が提供されますが、民児協としても取り扱うべき者を限定するなど、保管や管理には細心の注意が必要です。

名簿等の全体は市町村民児協事務局において保管したうえで、要支援者の住所別に、当該地区担当委員のみに提供する（単位民児協会長を加える場合もある）などの取り扱いをしていくことが適当と考えられます。

一方で、名簿や計画情報は、いざというときに活用できなければ意味がありません。発災時、民生委員自身は直接的な避難支援ができないとしても、近隣住民等から避難支援者が確保できているのかについて、「個別避難計画」情報をもとに適宜確認し、その確保ができていない場合には、早期の確保に向けて、市町村や自治会・町内会、自主防災組織と相談を行うといった取り組みも期待されます。

なお、市町村から提供された情報については、委員自身に万が一のことがあった時には返却の必要があります。家族に内容は見せないものの、保管場所を伝えておくことも必要です。

個人情報の管理方法は、個々の委員の判断に委ねるのではなく、市町村との協議を含め、民児協として検討し決定することが適当です。保管とともに、支援終了後の廃棄方法なども民児協としてルールを決定し、全委員に周知しておくことが適当です。

②名簿掲載情報や個別避難計画情報の更新方法

災害時に支援が必要となる人の状況は、死亡や転居、施設入所など、その状況は随時変化していきます。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成責任は市町村長にありますが、災害時の被害を減らすためにも、名簿等の掲載内容の更新について、市町村への確認とともに、無理のない範囲での協力することも検討してみましょう。

③避難行動要支援者名簿および個別避難計画情報の共有範囲

市町村から提供される名簿や個別避難計画については、誰がどのように使用していくのかを整理しておかなければ、支援の実効性が高まりません。名簿掲載者の安否確認について、誰がどのように行うのかなど、地域住民を含む幅広い人々との分担や連携のもとで安否確認をすすめることが必要となります。

誰が対象者情報を住民に提供するのか、情報の共有に法令上の問題はないのかなどについて、市町村と関係者・関係機関において平常時からあらかじめ協議しておくことが適当といえます。

④避難所の避難者名簿の共有

避難者の事情に応じた適切な支援のためにも、避難者名簿の開示・提供について、あらかじめ市町村と協議しておくことが大切です。避難者に説明し、同意を得ておくことをルール化する等について、平常時から市町村と確認しておくことが有効です。避難所から仮設住宅や災害公営住宅に移動（転居）した場合も同様に、それらの情報共有のあり方について市町村と事前協議をしておくことが適当です。

⑤名簿の提供や個別避難計画の作成に同意しなかった人の対応

平常時に民生委員等に提供される避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関する情報は、民生委員等への提供に同意した人のみが対象となるため、支援が必要にもかかわらず、本人の同意がない場合は提供されないこととなります。

こうした情報提供の不同意者の取り扱いについて、災害対策基本法では、災害の発生が差し迫っている場合や現に発生している場合には、本人の同意がなくても支援に必要な範囲で提供が可能としています（個別避難計画の記載情報も同

様)。名簿提供の不同意者のなかには、民生委員が見守り等を行っている住民も一定数含まれます。このことについて、住民すべての安全確保に責任を有する市町村との役割や責任の分担を明確にしておくことも必要といえます。

⑥「個別避難計画」作成に関する民児協としての関与、協力

民生委員は避難後、安全が確保された段階で被災者支援を担うべき立場にあるため、個別避難計画に基づく「避難支援者」になることは適切とはいえませんが、個別避難計画作成の取り組みについて、民生委員、民児協としてどの程度の協力をを行うのか、その点についても市町村と十分に調整しておくことが重要です。

活動のヒント事例 「保存版防災マップを担当地区に全戸配布」

旭川市末広東地区民児協では、行政が作成したハザードマップをベースに、指定避難所や民生委員の居住地を示したマップを作成し、担当地区の全世帯に配布しました。配布にあたっては、発災時における民生委員の動きや役割も伝え、避難所の確認や早めの避難を呼びかける活動を行いました。

当事者の方々の防災意識が芽生え、自助努力支援の一助として非常に有効な取り組みといえます。



(3) 民児協としてあらかじめ決めておくこと

災害に備える民児協づくりの推進にあたって、前述の個人情報の取り扱いの他、発災時の行動原則、各委員の安否や所在に関する連絡方法、また要援護者の安否情報の集約方法等、あらかじめさまざまな事項を申し合わせておくことが重要です。以下を参考に、民児協としての備えをすすめましょう。

No	項目	内容
1	発災時の行動原則	<ul style="list-style-type: none">• 自分自身と家族の安全確保• 率先避難
2	発災時の委員間の連絡方法	<ul style="list-style-type: none">• 各委員の安否や所在地に関する連絡方法と集約方法• 参集基準（場所、時間等）を設定
3	発災後の民生委員としての活動内容	<ul style="list-style-type: none">• 委員の役割分担（行政との連絡、避難所運営への協力等）• 要援護者の安否確認の時期や結果の報告、集約• 要援護者への具体的支援方針
4	発災後の民児協運営の方針	<ul style="list-style-type: none">• 機能回復に向けた手順等（定例会の早期開催等）• 委員間で徹底しておくべき事項（委員同士で無理な依頼をしない、活動しないことを非難しない等）• 災害ボランティアセンター等の支援活動との連携• 行政からの要請事項への対応の判断、手順等
5	要援護者名簿や災害福祉マップの取り扱い	<ul style="list-style-type: none">• 名簿等の保管方法、更新方法、使用方法等
6	災害に備えた備品の確保、委員の自宅の安全対策・備蓄、非常持ち出し袋の準備等	<ul style="list-style-type: none">• 携帯ラジオ、携帯電話の充電器や予備バッテリー、懐中電灯、ホイッスル等• 避難時に民生委員として持ち出すべき資料等• 委員自身の自宅の安全対策、飲料水や食料品の備蓄、非常持ち出し袋の準備等
7	発災後の関係機関・団体との連携方針	<ul style="list-style-type: none">• 市町村行政との避難所避難者情報の共有• 避難所運営への協力• 避難行動要支援者の安否確認や支援方針等

事例紹介 民児協による防災訓練(旭川市末広東地区民児協)

「災害時において、民生委員の役割は、地域において支援を必要とする人に必要な支援が届くようになると、私たちは決してレスキューではない。」そのような学びをした旭川市末広東地区民児協では、一風変わった防災訓練を実施しました。それは、台風が到来する数日前の警戒レベル1の段階を想定して、全委員が一斉に対象世帯を訪問し、注意喚起の呼びかけを実施するものです。その際、所要時間や移動ルート、声掛けに必要な物品などを検証することを目的に実施しました。警戒レベル1～2の想定は、民生委員も比較的活動しやすい状況であることや、要援護者に早めの避難を促す意図があります。

訓練の流れは以下のとおりです。この訓練の結果さまざまなことが分かりました。ふりかえりで報告された一部をご紹介します。

《訓練の流れ》

- 10：00～ 訓練開始 各委員は自宅を出発
声掛け訪問 訪問世帯や所要時間等を記録
- ～12：00 センター集合 ⇒ 訪問の結果報告
- ～13：00 ふりかえり+非常食の試食

《委員の感想》

- 訪問にあたってはチラシなど分かりやすい資料を持参すると良い。
- 意外と避難所を知らない住民が多い。
- 今日は天気が良かったけど、悪天候での呼びかけを考えるともう少し時間に余裕をもたせた方が良い。
- 民生委員一人で対象世帯をまわるのは大変。町内会と事前に打ち合わせをして安否確認の体制を整えた方がよいと思った。
- 防災訓練を実施している旨を住民に伝えると、「民生委員の皆さんいるから安心だわ」という言葉をいただいた。
- 要援護者から「この土地は災害がないから、訓練は必要ないのではないか」と言われた。意識の違いを感じた。

◆旭川市末広東地区民児協の防災訓練の様子は道民児連のホームページで視聴できます！

視聴方法は39ページをご覧ください。

動画タイトル

「旭川市末広東地区民児協 防災訓練の取り組み」



6

発災時の活動と留意点

災害発生時、またその後の活動を考えるにあたっては、なにより民生委員自身と家族の安全確保が第一です。発災から一定時間が経過し、避難情報が解除されるとともに活動上の安全が確保された段階で、無理のない範囲で要援護者の安否確認や避難生活の支援活動を開始しましょう。

(1) 発災時の対応（被害が見込まれる段階を含む）

【台風・豪雨、火山噴火、竜巻等の突風、豪雪】

- これらの災害は、被害発生のおそれが生じた段階で、気象や避難に関する情報が発表され、避難のために一定の時間が確保できるとされています。
- 高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する人びとについては、近隣住民との協力のもと、この時間を利用し、安全な場所への早期の避難を行うことが望まれます。
- ただし、豪雨、豪雪や夜間の避難には危険が伴うので注意が必要です。

【地震】

- 地震については、津波の発生の有無により活動が決定的に異なりますので、まずは津波注意報や警報の有無を確認することが大切です。
- 津波注意報等が発表された場合は、「率先避難」に徹します。

(2) 委員の安否情報の確認と伝達

- 安全が確認された段階で、民児協を中心に、各委員の安否や所在地に関する情報を集約します。災害時には電話等の通信手段が途絶することもあるので、下記を参考に複数の連絡手段を事前に申し合わせておきましょう。

【考えられる委員の安否情報の確認・伝達方法の例】

通話やメールが利用可能	通話やメールはできないが、通信機器は利用可能	通信機器が利用不可
<ul style="list-style-type: none">• 各委員が単位民児協会長等に直接連絡。• 緊急連絡網に基づき安否確認。• メッセージアプリ「LINE」のグループ機能等利用。	<ul style="list-style-type: none">• 災害用伝言ダイヤル(171)を活用。• 携帯電話各社の災害用伝言板を活用。	<ul style="list-style-type: none">• 近隣の委員同士での徒歩での安否確認。• 特定の避難所を各委員からの情報集約場所とし、単位民児協会長等が現地に出向いて情報を集約。

- これまで、担当地区外に外出中に災害に遭遇した事例も多数見られます。外出中に災害に遭遇した場合は、無理に担当地区に戻ろうとせず、安全が確認されるまで様子をみることも大切です。
- 委員間での情報集約方法として、民児協会長が向かう避難所を定めておき、そこに各委員からの情報を定期的に集めるという方法もあります。
- 収集した委員の安否情報は、民児協事務局に伝達します。委員に被害が発生した場合などについては、互助共済制度や民生委員・児童委員活動保険の給付を受けられることもあります。

(3) 要援護者の安否情報の確認と伝達

- 要援護者の安否確認は、地域住民等の協力も得ながら、支援の必要性（優先度）の高い人からすすめることができます。
- 要援護者の安否情報は、事前に自治体と協議した伝達方法および伝達先に報告します。各自治体によって災害時における要援護者情報の収集方法および担当部局が異なりますので、平時からの調整・協議が重要です。

(4) 民児協組織機能の早期回復を図る

- 道内の市町村民児協の大多数が、行政または社会福祉協議会が事務局を所管しています。発災後しばらくの間は、行政や社協の職員は被害情報の収集や避難者対応等に忙殺されることが多いため、市町村民児協事務局機能が著しく低下することが懸念されます。
- 民児協の組織的機能の回復に向けては、単位民児協の会長、副会長といった役員を中心として行なうことが現実的と考えられます。
- 単位民児協の機能回復のためには、なにより委員間の情報共有体制を確立することが重要です。そのため、平常時から情報共有の方法や発災時の臨時例会の開催等について協議し、各委員や事務局の間で徹底しておくことが適当です。
- 被災者支援活動時に、緊急的に活動に要した費用については、助成制度を活用できる場合があります。民児協事務局に確認してみましょう。

(5) 災害種別による民生委員活動の視点

災害の種別により被災した住民を支援するための視点は異なります。被害が大きくないように見えても実際には生活や健康への大きな影響につながる被害が発生しているかもしれません。被災した世帯に対する主な支援の視点は下表のとおりです。支援にあたっては専門家や専門技術を持つボランティアの協力を得ることも必要です。

暴 風 卷	竜巻が通った地域は限定され、被害は局的に思えますが、広範囲にわたり飛散物による動産・不動産の損傷や営農活動への影響も発生します。民児協全体で各世帯や地域で被害の有無について確認するとともに、必要に応じて支援の獲得に向けた取り組みを行うことも必要です。
豪雨、洪水 高潮、津波	家屋が水に漬かった場合、床下・壁などに使われている断熱材が水を吸うことになります。床下浸水の場合でも断熱材が多く水を含み、天井まで水を吸い上げてしまうこともあります。また、断熱材はそのままでは乾燥しないため、カビ、結露などの発生につながり、家屋の損傷だけではなく健康被害にもつながります。
豪 雪	雪が玄関等をふさぎ、家屋内に閉じ込められたり、ストーブの吸排気口のつまりや煙突の損傷などにより、一酸化炭素中毒や暖をとれない住民が発生します。大雪が降る前後にそれらを確認するとともに、電気・水道・ガス・暖房などのライフラインへの影響を把握することが大切です。
崖崩れ 土石流 地滑り	土砂災害警戒区域等にある住宅のみならず、隣家の擁壁や裏山が崩れるような場合もあります。被害が小さくてもそのままにしておくとその後の雨や地震などにより被害が拡大する恐れがあります。家屋だけではなく、住宅周辺の環境にも目を向けることが大切です。
地 震 地盤の液状化	地震については、津波の発生の有無により活動が決定的に異なりますので、まずは津波注意報や警報の有無を確認することが大切です。津波注意報等が発表された場合は、「率先避難」に徹します。令和7年7月に施行された改正災害対策基本法では、災害の定義に「地盤の液状化」が追加されました。地震発生後の液状化にも注意が必要です。地震活動は継続的かつ長期的に発生することがあります。地震活動が続いている状況下での活動には十分に注意が必要です。
噴 火 大規模な火事	避難生活が長期化し、場合によっては居住地を離れる住民も発生してきます。サロン活動等を通して住民同士がつながりを維持し、互いの気持ちを伝え合うような機会創出が求められます。
そ の 他	どの様な災害であっても、その世帯にとって大切な家財や思い出の品などがあるはずです。それらが被災しても家財の搬出や思い出の品の修繕等を行う専門的なボランティアなどの協力を得ることができるかもしれません。被災した方から様々な要望を聞き取り、適宜支援機関につなげることも大切です。

発災からの時間経過とともに、要援護者のニーズや生活環境は徐々に変化していきます。とくに大規模災害に際しては、当初の混乱期において、避難所で高齢者や障がい者、乳幼児等への配慮や必要な支援が提供されないケースもみられます。民生委員にはこうした人びとの相談役、または代弁者として必要な支援の提供、確保に協力することが期待されます。地域において支援を必要とする人に必要な支援が届くように活動することを意識しましょう。

(1) 生活再建支援の基本的な考え方～災害ケースマネジメント

- 政府の防災対策に関する基本的な計画である「防災基本計画」では、被災者の生活再建支援の手法として「災害ケースマネジメント」の仕組みを整備するよう地方公共団体に求めています。
- 災害ケースマネジメントとは、行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対して当該支援を提供するというこれまでの支援と異なり、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、内閣府防災担当が発行した「災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）」では、『被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組』と定義されています。
- 被災した住民個々が置かれる状況は多様であるため、一人ひとりの復興への目標を達成できるよう、オーダーメイドの支援を組み立てることが被災者支援の基本になりました。

(2) 避難所での配慮

- 避難所での生活が一定期間続く状態は、そこに避難している人全員が何らかの支援を必要としている状態にあるといえます。民生委員には、そのなかでも支援の必要性が高い人に配慮し、その相談に応じ、必要な支援につなぐ役割が期待されます。
- とくに健康面の不安が大きい要援護者への配慮は重要となります。こうした人びとの避難所生活が長期化する場合には、一定の支援機能を備えた「福祉避難所」^{※3}に避難させるなどの調整を検討することが必要です。近年は、避難所に

福祉専門職で構成される「災害派遣福祉チーム(DWAT)」^{*4}が派遣されるケースも増えており、民生委員が専門職へのつなぎ役となることも期待されます。

用語解説

※3 福祉避難所とは

高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所のことです。主に社会福祉施設や特別支援学校などが指定されます。

※4 災害派遣福祉チーム（DWAT）とは

大規模災害時に、一般避難所および福祉避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う福祉専門職等で構成するチームです。社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士などで構成されています。令和7年改正災害救助法で新設された「福祉サービスの提供」を担い、在宅避難者への支援も行います。

(3) 在宅避難者への支援

○要援護者のなかには、自宅の被害が軽微であることや、心身の状況から集団での避難生活は困難と考え、電気・ガス・水道といったライフラインが停止した状態であっても、自宅や車中での生活を選択せざるを得ない人びとが存在します。こうした在宅避難者のなかには、介護サービスや医療サービスが必要な人、また食料や飲料水等、生活必需品の支援が必要な世帯も少なくありません。

○在宅避難者への支援に関しても、民生委員には一定の役割が期待されます。ただし、それは民生委員が自ら物資を届けるといったことではなく、安否確認とあわせてニーズ把握を行い、具体的支援につなげるといったことが考えられます。具体的支援については、行政や社協、ボランティア等による食料や生活物資の継続的な提供などが考えられます。

○在宅避難の長期化のなかで体調悪化を招くケースもあることから、災害派遣福祉チーム（DWAT）や保健師等の専門職と連携し、安全な在宅避難生活の支援や必要に応じて「福祉避難所」への避難等も検討し、その調整を依頼することも考えられます。

○発災時に助かった命を、その後の避難生活で失わせないためにも、民生委員が日ごろの活動を通じて把握している情報を活かし、医療、福祉の専門職との連携をすすめ、専門職の訪問を定期的に実現するよう調整していくことも期待されるところです。

(4)多様な支援団体等との連携

①災害ボランティアセンターとの連携

- 大規模災害時には、主に地元社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」）が設置されることがあります。災害VCと民生委員活動の目的や一部の機能は合致しており、連携を図ることでより迅速な支援の展開が期待できます。
- 日常活動で把握している要配慮者等のニーズは、災害時においてはさらにその必要性が増しますので、それらの情報を災害VCに持ち込み連携を図ることも考えられます。
- 地元をよく知る民生委員が災害VCに協力することで、地元住民の信頼が増しスムーズにボランティアを受け入れることにつながる期待がもてます。

「災害ボランティアセンター」とは

大規模災害等が発生した際に、被災市町村の災害対策本部（行政）との連携により設置するボランティア活動の本部であり、被災地におけるボランティア活動の拠点となります。被災により生じた困難・問題を軽減・解決するため、市町村内はもとより、道内外から駆けつけるボランティアを被災者および避難所からのニーズをもとに、必要としている場所へ派遣し、地域の復旧・復興と被災者の生活再建を目的としています。

【主な機能】

- (1) 被災者ニーズへの対応
 - ニーズ受付・相談、被災世帯調査、潜在ニーズの発掘等
- (2) ボランティアのコーディネート
 - ボランティアの募集、円滑なボランティア活動への配慮（受付、オリエンテーション、活動調整、安全・健康管理等）
- (3) 資金、資機材等の調達、管理・運用
 - 活動資金の調達、資機材の調達・調整
- (4) 中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニング
 - 災害ボランティアセンター閉所の検討、生活支援への移行

参考：北海道社会福祉協議会「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」

②災害中間支援組織との連携

- 被災した住民や地域の多様なニーズは、行政が担う法律や制度を活用した支援や災害ボランティアセンターに集う一般のボランティア活動では充足できない

こともあります。こうした多様なニーズには、専門的な資格や技能、ノウハウを持つ個人や組織がネットワークを駆使し、適切な支援活動を生み出しながら対応しています。

○災害対策基本法等においてもこうした役割の重要性を踏まえ、連携に努めることが重視されており、その役割を担う「災害中間支援組織」の組織化がすすめられています。

○行政や災害ボランティアセンターの支援に加え、多様な支援策を生み出す災害中間支援組織と連携することで被災者の生活再建支援が広がります。

「災害中間支援組織」とは

防災基本計画に位置づけられるNPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織であり、北海道においては2019年に北の国災害サポートチームが組成されました。北の国災害サポートチームは災害支援の経験を持つNPOや企業、民間団体のほか、宗教を母体とする団体や協同組合、専門士業など様々な専門性を持つ団体・個人が日頃からネットワークを構築しており、災害発生時には官民連携した被災者支援の構築に努めています。

【主な機能】

- NPO等民間団体・行政・社会福祉協議会の災害支援に関する情報共有の場づくり
- 北海道内外の災害支援NPO等民間団体同士の連絡調整
- 災害支援にあたるNPO等民間団体の活動サポート

トピックス

「被災者援護協力団体」の登録制度

令和7年7月、災害対策基本法の改正により、「被災者援護協力団体」（以下、「協力団体」）の登録制度が創設されました。避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が登録する制度で、協力団体は市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができます。

また、災害救助法が適用された場合、都道府県は協力団体に救助業務を協力させることができ、この場合は実費が支弁されます。協力団体は、行政や防災機関と連携しながら、避難所運営の支援や心のケア、福祉的ニーズへの対応などを通じて、被災者の生活の安定と再建に重要な役割を果たすことが期待され、民生委員による支援活動とも密接な連携が想定されます。

(5) 仮設住宅での孤立防止

- 避難所から仮設住宅^{※5}に転居すると、プライバシーの確保がある程度可能となる一方、避難所でできた顔なじみのコミュニティから新たなコミュニティでの生活へと環境が変化することとなります。仮設住宅は、一般の賃貸住宅を借り上げる場合（みなし仮設住宅）も多く、馴染みのないコミュニティでの生活となるほか、周囲の居住者が被災者ではない場合もあります。仮設住宅に入居すると、時間の経過とともに支援者の訪問が減少しがちになります。こうした状況のなかでは、被災者の孤立化が懸念され、生活の不活発化による健康リスクも課題となります。
- 孤立化の防止に向けては、民生委員等の定期的な訪問や、地域の福祉団体等と協力し、高齢の被災者・避難者が屋外に出て体を動かす機会を設けたり、住民同士の交流のためのサロン活動等に取り組むことが考えられます。
- 住宅の自力再建が困難な被災者のなかには「取り残され感」を抱く人びとも生じます。民生委員をはじめ、社協の生活支援相談員等には、こうした「取り残され感」を抱く被災者に寄り添い、心の奥にある思いや願いを汲み取りながらの支援が期待されます。

用語解説

※5 仮設住宅とは

正確には応急仮設住宅と呼びます。プレハブ型やモバイル住宅などの「建設型仮設住宅」のほか、民間賃貸物件に家賃補助を受けて入居する「みなし仮設住宅」があります。

(6) 災害公営住宅での孤立防止

- 孤立化の懸念は災害公営住宅^{※6}においても同様です。災害公営住宅へ入居すると、プライバシー確保等、住環境は改善される一方、住民同士の会話が減少するなど、孤立化が進行する可能性が高くなります。仮設住宅以上に隣近所にどんな人が住んでいるのかわかりづらい災害公営住宅においては、とくに高齢者等の孤立化をいかに防止していくかが課題となります。
- また、災害公営住宅は、入居後、一定の収入がある場合には家賃の減免措置がなくなったり、入居が制限される場合があり、結果、高齢者のみ世帯、ひとり

親世帯、生活保護受給世帯などが多く残る傾向にあります。それだけにコミュニティの形成は重要ですが、サロン等を実施してもなかなか参加を得られなかったり、住民の転入出が多く、行政から情報提供を受けてもすでに転居してしまっている住民がいたり、住民票はあるものの実際には居住していない住民もある等、世帯情報を把握することが困難になる傾向があります。それゆえ、自治会の設立など、住民自身によるコミュニティの再構築が重要となります。市町村や社協とも協働し、状況把握を行うとともに、孤立化を防止する取り組みが期待されます。

用語解説

※6 災害公営住宅とは

自力での住宅再建が困難な被災者や住宅再建に相当な時間を要する被災者に対して、自治体が国の補助を受けて整備する公営住宅をいいます。

(7) 担当区域割りや担当世帯の見直し

- 大規模な災害では、被災者は、避難所から「応急仮設住宅」、「みなし仮設住宅（借上住宅）」で避難生活を送った後、自力での住宅再建が困難な場合は「災害公営住宅」に入居する等により生活を再建していくこととなります。
- 被災前に担当区域に住んでいた要援護者が、違う地域に避難した場合は、避難元委員の負担軽減のためにも、避難元・避難先の単位民児協が連携し、避難先の区域担当委員へ支援を引き継ぐことも考えていくことが必要です。ただし、支援の引き継ぎについては、委員と要援護者の人間関係、また、これによる情報共有に関する本人同意の必要性等について留意が必要です。
- 地域によって世帯数が急増し、当該区域担当の委員の負担が大きくなることから、担当区域割りの見直しや、ひとつの区域を複数の委員で担当することによる訪問活動時の精神的負担の軽減なども必要となってきます。世帯数の増加が長期化もしくは固定化する場合には、単位民児協の委員定数そのものの見直しについて行政と協議しましょう。

トピックス

災害時における民生委員と協議会の活動の視点

民生委員の活動は日ごろから住民の生活課題を把握するとともに、課題や相談ごとに対して適切な制度利用や関係者へのつなぐ支援を行っています。災害時にはより多くの生活課題を抱える住民（＝被災者）が発生することから、以下のような視点をもちながら、日ごろからの活動をより丁寧に行うことが求められます。

1) 民生委員の視点

- ①介護用品、ベッド、洋式トイレなど配慮のある「衣・食・住」環境が整っているか **【避難生活環境改善】**
- ②罹災証明の申請、税金や公共料金の減免などの手続きが滞っていないか **【公的支援へのつなぎ】**
- ③多発する便乗・悪質商法により、家屋の修繕や各種の支援手続きに不安や課題を抱えていないか **【情報提供と不安への寄り添い】**

2) 児童委員の視点

- ①妊産婦・新生児・乳幼児の生活環境と必要な用具・用品は整っているか **【避難生活環境改善】**
- ②子どもたちの、家、学校など、ストレスを解消できる場が奪われていないか **【健全な子育て環境の整備】**
- ③子育て世帯からの保育や一時預かりのニーズがないか **【家庭生活への支援】**

災害時の民生委員の活動を円滑に行い、関係機関との連携を強化するためには、民児協の機能を早期に回復することも重要です。これは、災害時に生じる民生委員に対する新たな期待や居住地の移動による地域の変化に対し、法第24条に規定される「民生委員協議会の任務」を果たすための協議が不可欠になるからです。災害時においても民生委員が一体となった地域福祉の推進が求められます。

(1) 道民児連災害時対応ガイドライン

道民児連では、災害時における具体的な取り組みを「道民児連災害時対応ガイドライン」で定めています。また、平常時においても、災害への備えを意識した取り組みに努めることとしています。その内容は次のとおりです。

発災時の初期対応

- ・災害状況の情報収集
- ・各関係機関との連絡調整

発災初期の活動支援

- ・災害救援活動に必要な財源的支援
- ・互助共済制度等、制度利用にかかる情報提供
- ・民児協組織運営に関する現地調査及び支援
- ・道災害VCとの連携並びに情報共有

復旧・復興期以降

- ・被災地域における民生委員活動報告書の作成
- ・財源的支援継続に関する検討
- ・災害対応に関する検証

平常時の取り組み

- ・全民児連「民生委員・児童委員による災害発生時要援護者支援活動に関する指針」の普及・啓発
- ・「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の定期改訂並びに研修プログラムの開発及び実施
- ・災害をテーマとした全道的な研修会の開催（3年に1回を目指す）
- ・地域支援調査（住民支え合いマップ調査）事業の普及・啓発
- ・民児協活性化事業を通した民児協組織の基盤強化
- ・災害時における民児協事務局支援のあり方に関する研究
- ・市町村民児協と社会福祉協議会の日常的な連携に関するモデルの開発

- ・北海道災害福祉支援ネットワーク会議への参画および日常的な連携関係の構築
- ・北海道災害ボランティアネットワーク会議への参画および日常的な連携関係の構築
- ・災害救援活動等支援金積立資産の造成
- ・その他、道民児連会長が特に必要と認める取り組み

(2) 災害支援に対する活動費助成制度

全民児連と道民児連では、民生委員が行う災害支援活動に対して、以下のとおり、活動費の助成制度を整備しています。災害救助法が適用される災害は全民児連、適用されない災害は道民児連、それぞれの制度にて財源的な支援が行われます。災害時においては、緊急性が高いことからやむを得ず自費で、要援護者等に対して食事や飲料水を提供する事例もありますので、あらかじめこの助成制度があることを把握しておきましょう。

民生委員による災害支援活動に対する助成制度

①全民児連「被災地民児協支援募金」

- (1)目的 民生委員による被災地での救援活動等に対し、緊急かつ即応的に要する初動体制の費用及び活動費用の一部を支援（一次支援金）。また、復興支援活動等を行う民児協の活動費用の一部を支援（二次支援金）。
- (2)対象 災害救助法が適用された市町村の民児協
- (3)助成額 ①一次支援金 1都道府県・指定都市あたり100万円
②二次支援金 民生委員定数×3,000円（制度の目的に合致する範囲）

②道民児連「災害時活動支援金助成事業」

- (1)目的 被災地において、民生委員ならびに民児協による救援・支援活動等に対し、緊急かつ即応的な活動に要した費用及び住民の救援に要した実費を支援
- (2)対象 上記全民児連の助成制度に該当しない災害
- (3)上限額 1災害、1市町村につき30万円



全民児連災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針

以下は全民児連が策定した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【第4版】」において掲げられている「災害に備える民生委員活動の基本的な考え方」と「災害に備える民生委員活動10か条」です。ご参考ください。

災害に備える民生委員活動の基本的な考え方

- ① 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
- ② 平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
- ③ 発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する

災害に備える民生委員活動10か条

(民生委員として災害に向き合う大原則)

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害の備えは日ごろの活動の延長上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(予め市町村と協議しておくこと)

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

(発災後、民児協活動において留意すべきこと)

第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

全民児連「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【第4版】」の詳細は、右の2次元コードから閲覧できます。



(1) 気象等および避難に関する情報の概要

災害時には、気象庁等が警報、市町村が避難に関する情報を発表（発令）します。こうした情報を理解し、早期の避難行動を心がけることが大切です。

① 気象等に関する情報（注意報、警報）の概要

気象庁や各地の気象台は、災害が発生する恐れのあるとき、自治体や報道機関を通じて注意報や警報を発表し、住民に注意を呼びかけます。

特別警報：重大な災害が起こる恐れが著しく大きい時

警 報：重大な災害が起こる恐れがあるとき

注 意 報：大雨や強風などの気象現象によって災害が起こる可能性があるとき

特別警報とは

過去に経験したことのないような非常事態であり、最大限の警戒が必要であることを伝え、「ただちに命を守る行動を」求める警報。

気象災害の場合、台風の進路や雨量など、短期間のうちの災害の大きさから、数十年に一度起こるかどうかという程度の災害発生が予想される場合は「○○特別警報」が発表されます。

特別警報が発表される災害：大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪

地震、津波、火山噴火などの場合、緊急に危険度を伝える必要のある災害のときは、これまでの警報を「特別警報」と位置付けて発表します（「○○特別警報」とは発表されません）。

例：津 波 高い所で3mを超す津波の観測が予測される場合（大津波警報）

火 火 噴 火 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合

地 震 震度6以上の大きさの地震動が予測される場合

要注意

↑ 大災害が起こる可能性性 小

気象に関する注意報・警報

津波に関する
注意報・警報

大 雨							津 波				
(土砂災害)		(浸水害)		暴 風	高 潮	波 浪	暴 風 雪	大 雪	数 値	言 葉	
特別警報 (重大な災害の起こるおそれが著しく大きい)	土砂災害警報情報	大 雨 特別警報 (土砂災害)	大 雨 特別警報 (浸水害)	暴 風 特別警報	高 潮 特別警報	波 浪 特別警報	暴 風 雪 特別警報	大 雪 特別警報	大津波警報	3 m 以上	巨大
		大 雨 警報 (土砂災害)	大 雨 警報 (浸水害)	暴 風 警報	高 潮 警報	波 浪 警報	暴 風 雪 警報	大 雪 警報			
警 報 (重大な災害の起こる恐れ)		大 雨 注意報 (土砂災害)	大 雨 注意報 (浸水害)	暴 風 注意報	高 潮 注意報	波 浪 注意報	暴 風 雪 注意報	大 雪 注意報	津波警報	1 ~ 3 m	高い
注意報 (災害の起こる恐れ)									津波 注意報	~ 1 m	なし

②避難に関する情報

市町村は気象庁等が発表する災害に関する注意報や警報等をもとに、避難に関する情報を発令します。

※発令の判断基準は、市町村によって、災害別・地域別に定められています。



警戒レベル	避難行動等	避難情報等	民生委員の行動
警戒レベル 5 命の危険 直ちに安全確保！	既に <u>災害が発生・切迫</u> している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (市町村が発令) ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。	
～～～～～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～～～～～			
警戒レベル 4 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 速やかに危険な場所から避難先へ避難 しましょう。	避難指示 (市町村が発令) ※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。	避 難
警戒レベル 3 危険な場所から 高齢者等は避難	避難に時間要する人 (ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその 支援者は 危険な場所から避難をしましょう。他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (市町村が発令)	
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	声かけ （注意喚起）、避難準備の手伝い、避難の呼びかけ（避難支援者等への連絡）

※令和3年5月より「避難勧告」は廃止され「避難指示」に一本化されました。

(2) 災害時の服装や持ち物

災害時の避難、または安否確認等の活動を行う際には、動きやすく、安全な服装を心がけましょう。荷物は最小限にし、荷物を背負って両手が使えるようにしましょう。

- ▶ヘルメット（防災ズキン）の着用
- ▶長そで・長ズボンの着用
- ▶軍手・手袋の着用
- ▶底が厚く、履き慣れた靴の着用
- ▶非常時用持ち出し品（リュック）※避難時



以下については、災害時だけでなく、日頃の民生委員活動においても携帯しておくと、万が一の場合にも安心です。

⚠️ 日頃の活動時から身につけておきたいもの（持ち物）

自分に関する情報

- 身元や連絡先を記したカード、必要な医療情報を記したカード
- 民生委員であることを示すジャンパー、ベスト、帽子、腕章等

状況を把握するために

- 携帯電話・携帯ラジオ
- 筆記用具、メモ帳



万が一に備えて

- 救急笛
- 携帯用ライト
- 飲料水
- 食料・簡易食材（チョコ等）
- 救急用品セット、常備薬
- 防災マップ・地図など



（そのほか、マスク、雨具、冬季は使い捨てカイロなど）

内閣府「防災の手引き」等をもとに作成

活動のヒント事例 「携帯電話の充電～過去の災害の教訓から～」

災害が発生し停電してしまうと、ほとんどの固定電話が使用できなくなります。携帯電話が唯一の通信手段となります。しかし、携帯電話のバッテリーは消耗しやすくて使えなくなります。そのことを想定し、予備バッテリーや電池式充電器を備えておくと良いでしょう。

(3) 屋外での活動に際しての留意点等

災害共通

- 安否確認等に出向く際は、なにより自らの安全確保に留意し、無理のない範囲で活動しましょう。
- 夜間や暴風雨、暴風雪など、屋外の危険度が増す場合には、無理な活動は控えましょう。どうしても必要な場合は、複数名で行動しましょう。
- 携帯電話やラジオなど、関係者への連絡や最新情報の入手のための備品を持ち歩くようにしましょう。

地震・津波

- 地震発生時には、手荷物などで頭を守り、広い場所に移動しましょう。車の運転中は、車を路肩に止め、揺れがおさまるまで車内で待機（カーラジオなどで情報収集）しましょう。
- 海の近くにいる場合には、ただちに高台や近隣の高い建物に避難しましょう。地震の揺れが小さくても津波が発生する恐れがあります。
- 津波の心配がないとされた場合でも、余震や建物・ブロック塀の倒壊、切れた電線等に十分に注意して行動しましょう。

豪雨、洪水、崖崩れ

- 無理な訪問は避け、要援護者本人や避難支援者への電話連絡等を通じて、早期避難等を呼びかけましょう。
- 車は数十センチ水に浸ると動かなくなりますので、車での活動はできるだけ控えましょう。
- 大雨では、足元の状況が見えにくくなります。マンホール（ふたが開くことがあります）や側溝、用水路に注意しましょう。
- がけ崩れや地すべりの前兆（がけから小石が落ちてくる、ひび割れが入るなど）を発見した場合は、ただちにその場を離れ、消防に連絡しましょう。

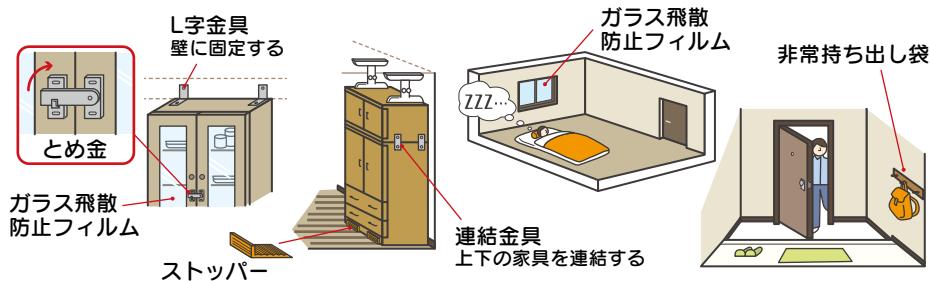
豪雪・暴風

- 無理な訪問は避け、要配慮者本人や避難支援者への電話連絡等を通じて、早期避難等を呼びかけましょう。
- 暴風雪や降雪により視界が遮られるので、交通事故等には十分に気を付けましょう。

(4) 自宅の安全対策や備蓄品

地震による負傷原因の3割～5割は、家具等の転倒や落下によるものです。あなたの住まいは大丈夫ですか？

- 家具の倒れる向きを考えて配置する。
- 転倒防止器具などで固定し、倒れにくくする。
- 窓ガラスや食器棚などのガラスが飛散しないようにする。
- 重いものを下に収納、高いところに危険なものを置かない。
- 寝室にはできるだけ家具を置かず、廊下には避難の妨げになるものは置かない。



⚠ 非常備蓄品（復旧までの数日間を支えるもの、一人分）

- 飲料水 9ℓ (3ℓ × 3日分)
- ご飯（アルファ米）4～5食分
- ビスケット 1～2箱
- 板チョコ 2～3枚
- 乾パン 1～2缶
- 缶詰 2～3缶
- 下着 2～3組
- 衣類・毛布（スウェット上下、セーター、フリース、タオルなど）



※一人最低3日分は用意しておきましょう。年に一度はチェックして、新しいものと交換しましょう。

（そのほか、ティッシュやマスク、簡易トイレなどの衛生用品、調味料やカセットコンロ、食器類、ラップなどの生活用品、現金など）

(5) 非常時持ち出し品等の準備

避難しなければならないときに持ち出す「非常持ち出し品」と、避難後の生活を支える「非常備蓄品」に分けて、家族みんなで備えましょう。

⚠ 非常持ち出し品（災害発生時に最初に持ち出すもの）

- 携帯用飲料水
- 食品（カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）
- 救急用品（常備薬、消毒液、ガーゼ、マスクなど）
- ヘルメット、防災ずきん
- 軍手（厚手の手袋）
- 懐中電灯
- 衣類（セーター、ジャンバー、下着等）
- 毛布、タオル、ビニールシート
- 携帯ラジオ、予備電池
- 使い捨てカイロ
- マッチ、ろうそく（水に濡れないようビニールでくるむ）
- 簡易トイレ
- ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
- 筆記用具
(その他、雨具、ポリ袋、ガムテープなど)



小さな子どものいる家庭は

- ミルク
- 紙おむつ
- ほ乳瓶



消防庁「わたしの防災サバイバル手帳」等をもとに作成

- ※ 「救急用品」には、緊急時の医療に必要となる情報を記したカード（「救急安心カード」など）を入れておきましょう。おくすり手帳のコピーがあると医療・保健・薬剤の関係者が診察なく薬の手配が可能になる場合があります。
- 氏名、住所、電話、生年月日
 - 血液型、かかりつけ医療機関（医師）、治療中の病気、常備薬
 - アレルギーの有無、その他特記事項
 - 緊急連絡先 など

道民児連では、民生委員のまなびを支援するために、各種研修や活動紹介の動画をホームページにアップロードしています。

閲覧方法 パソコン、タブレット、スマートフォンなどから閲覧可能

●道民児連ホームページへアクセス

yahoo、google等の検索バーから

道民児連	<input type="button" value="検索"/>
------	-----------------------------------



トップページの上部にある
「研修・活動動画」をクリック

●二次元コードの読み取り

スマートフォン、タブレットの場合は、下記
2次元コードの読み取り



【共通】 パスワード 2181を入力

■ 視聴可能な動画のタイトル

- ①特別シンポジウム「災害に備える民児協体制を今一度見つめ直す～能登半島地震の状況を踏まえて～」（令和6年度全道民児協会長・副会長研究協議会）《97分》
- ②基調講演「災害に備える民生委員児童委員ハンドブックを読み解く！」（令和5年度災害に備える民生委員児童委員活動研修会）《58分》
※この動画は、令和4年度版ハンドブックの解説です。
- ③シンポジウム「災害に備える民児協づくりとその支援体制」（令和5年度災害に備える民生委員児童委員活動研修会）《82分》
- ④「旭川市末広東地区民児協 防災訓練の取り組み」（18分）

関係機関等連絡先一覧

災害時に備え、行政、消防署、警察署、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関の連絡先を記しておきましょう。

電話番号は、とくに災害時に優先してつながる「災害時優先番号」がある場合、その番号を記しておくと効果的です（ただし、公表すべき番号ではありませんのでご注意ください）。

地元で作成した一覧表を貼っていただいても結構です。

機関・団体名（担当者）		
電話番号	Fax番号	メールアドレス
		()
		()
		()
		()
		()

指定避難場所一覧

災害時に避難場所となる予定の施設を記しておきましょう。

地元で作成した一覧表を貼っていただいても結構です。

施設名	受入れ可能人数
住所・電話番号	
	名
TEL	
	名

所属民児協情報

民児協として定める災害発生時の委員間および事務局との連絡手順、方法、また民児協役員の連絡先（メールアドレス等）を記しておきましょう。

1. 災害時の委員間の連絡手順、方法

2. 事務局担当者との連絡手順、方法

3. 民児協役員等の連絡先

氏名	携帯電話番号	メールアドレス

事務連絡
令和5年6月2日

都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局成育環境課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

梅雨期の大雨及び台風による災害時の民生委員・児童委員活動について
(注意喚起)

平素より、厚生労働行政及びこども家庭行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

民生委員・児童委員においては、災害時においても、被災者への見守りや相談支援など重要な役割を担っていただいていると認識しております。

近年、梅雨期の大雨や台風により各地で甚大な被害が生じているところであります。これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられます。

災害が発生する恐れが高い状況下（災害発生前）に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、民生委員・児童委員ご自身の安全を確保した上で対応することが前提となります。

一方、避難情報が発令中（災害発生後）に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員・児童委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要です。

各都道府県におかれましては、これらの趣旨をご理解いただいた上で、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等へ注意を喚起し、民生委員・児童委員の方々への周知徹底を併せて行っていただきますよう、お願ひいたします。

災害への備え　自己点検チェックリスト

No.	チェック項目	チェック	
民児協組織としての備え			
1	災害発生に備え、発災時の行動原則、委員間の安否や所在地に関する連絡方法等が定められていますか。	はい□	いいえ□
2	「災害時要援護者台帳」や「災害福祉マップ」の保管や管理方法、また内容更新の手順等が定められていますか。	はい□	いいえ□
3	災害時要援護者の支援体制づくりに向けて、自治会・町内会、自主防災組織との役割分担等がなされていますか。	はい□	いいえ□
4	年に1回以上、民児協として地域の避難訓練、防災訓練に参加、協力し、地域との関係づくりを進めていますか。	はい□	いいえ□
5	委員の交代があった場合、本書の記載内容について、新任委員への説明が行われていますか。	はい□	いいえ□
個人としての備え			
6	避難情報の警戒レベル、危険度について把握していますか。	はい□	いいえ□
7	災害に備えた自宅の安全対策を行っていますか。	はい□	いいえ□
8	災害に備え、必要な備蓄品や非常用の持ち出し品を準備していますか。	はい□	いいえ□
9	委員活動に出かける際には、民生委員であることを証明するものや救急笛（ホイッスル）などを身につけていますか。	はい□	いいえ□
10	災害発生に備え、家族の間で避難場所や連絡方法等を定めてありますか。	はい□	いいえ□

ご注意

民児協の会議等で本書を持ち歩くこともあると思いますが、ご家族や民児協関係者の連絡先を記載している場合には、紛失に十分ご留意ください。

委員氏名

民衆委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
- 一、わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます
- 一、わたくしたちは誠意をもってあらゆる
生活上の相談に応じ自立・援助に努めます
- 一、わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

委員自身の覚え書き

1. 災害時の避難予定場所

2. 家族との連絡方法、集合場所

3. 家族（親族）の連絡先

・氏名	電話番号
・氏名	電話番号
・氏名	電話番号



北海道民生委員児童委員
災害時活動指針

【令和7年度版】

令和7年11月

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7
北海道立道民活動センター4階
TEL (011) 261-2181

定価120円